の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

9　「４　同意取得時に同意取得の相手方と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄については、同意取得の相手方と特別の関係にあるもの（同意取得の相手方を対内直接投資等に関する政令第２条第４項の株式取得者とした場合に同項第１号から第14号までに掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（外国為替及び外国貿易法第26条第１項第２号から第４号までに掲げるものに限る。）をいう。）の保有等議決権数量（議決権のうち報告者が保有等をする議決権、当該共同議決権等行使同意取得に係る議決権及び報告者と特別の関係にあるものが保有等をする議決権（すなわち、「２　同意取得した議決権」欄中「⑴数量等」欄中「同意取得後の議決権比率」及び「３　同意取得時に報告者と特別の関係にあるものが保有等をする同一発行会社の議決権の数量等」欄中「議決権比率」の対象とする議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有等議決権数量の当該発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

10　「５　同意取得の相手方」欄は、報告者が相対による方法により同意取得した場合において記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）